

[異常時通報連絡の公表文（様式 1 - 1）]

伊方3号機 燃料検査ピットにおける
水中テレビカメラの不具合について

R 5 . 3 . 15
原子力安全対策推進監
電話番号 089-912-2352

[異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象		有 ・ 無 [評価レベル -]
県の公表区分		A ・ B ・ C ・ PP
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無 [漏えい量 -]
異常の概要	発生日時	令和5年3月15日3時50分
	発生場所	1号・2号・ 3号 ・共用設備
		管理区域内 ・ 管理区域外
種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の故障、異常 ・ 地震、人身事故、その他 ・ 核物質防護 	

[異常の内容]

3月15日(水曜日)4時34分、四国電力株式会社から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1 伊方発電所3号機燃料取扱棟内において燃料を検査する装置の照明が一部消灯した。
- 2 原因は調査中である。
- 3 なお、この事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。

[異常の原因及び復旧状況]

3月15日(水曜日)8時32分、四国電力株式会社から、その後の状況等について、次のとおり連絡がありました。

- 1 その後の調査の結果、照明は消灯しておらず、燃料を燃料検査ピットにて外観を確認するための水中テレビカメラに入る光量を調整する装置に不具合があり、映像が暗くなったことを確認した。
- 2 水中テレビカメラに入る光量を調整する装置の電流値を調整したところ、正常に動作するようになり、6時00分、通常状態に復旧した。
- 3 今後引き続き詳細を調査する。

県では、原子力センターの職員を伊方発電所に派遣し、現場の状況等を確認しています。

(伊方発電所及び周辺の状況)

[事象発生時の状況]

原子炉の運転状況	1号機	廃止措置中
	2号機	廃止措置中
	3号機	運転中（出力 %） ・ 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値 ・ 異常値
周辺環境放射線の状況		通常値 ・ 異常値

(参考)

1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（原子力規制委員会原子力規制庁等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事象 （放射性物質の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事象 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） ○その他特に重要と認められる事象
B	○ <u>管理区域内の設備の異常</u> ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき ○その他重要と認められる事象
C	○区分A，B以外の事項
PP	○核物質防護に影響がある事象

3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射性物質を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

伊 方 発 電 所 情 報

(お知らせ)

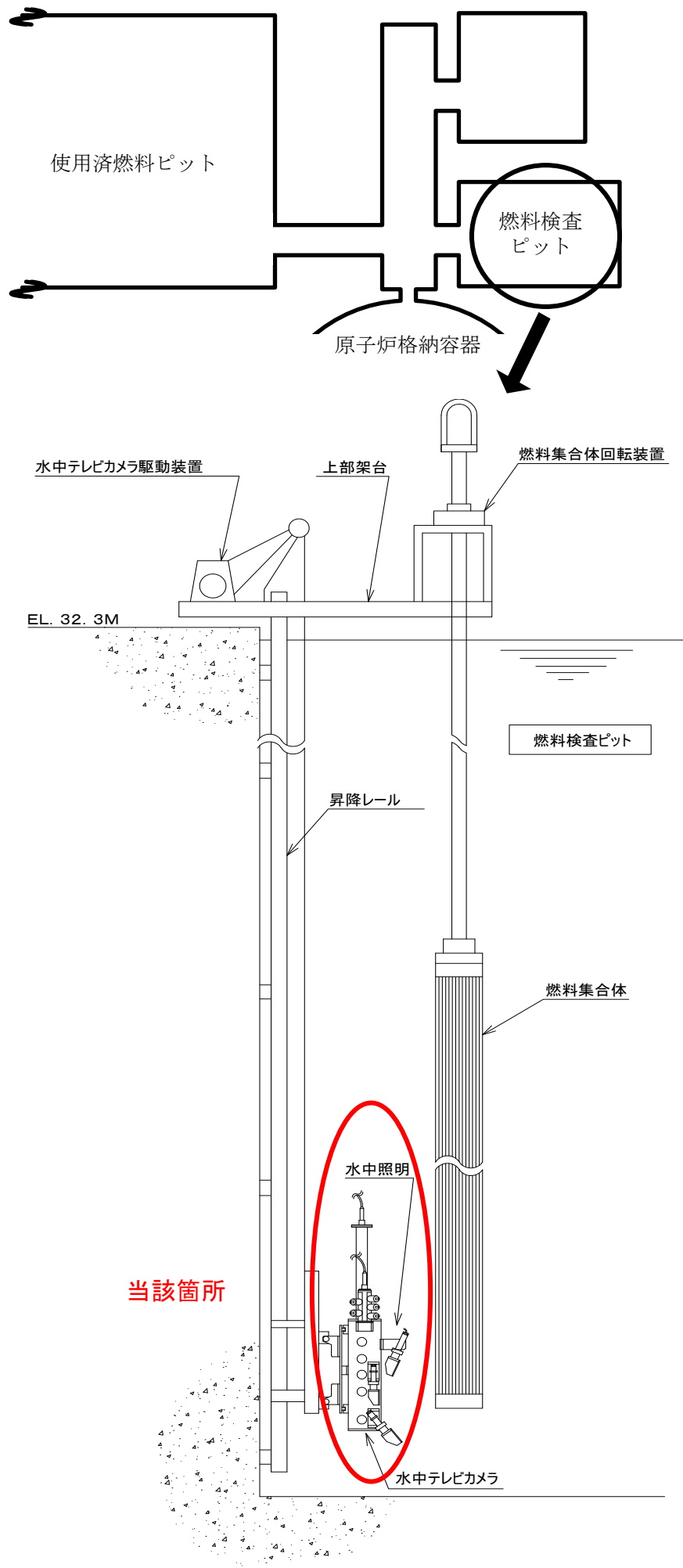
発信年月日	令和 5年 3月15日 (水) 4時 34分			
発信者	伊方発電所 安富			
当 該 機	号機 (定格出力)	1号機	2号機	3号機 (890MW)
	発生時 状況	廃止措置中	廃止措置中	1. 出力 022 MWにて (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下)中 2. 第16回 定期事業者検査中
発 生 状 況 概 要	設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ 核物質防護 ・ その他			
	1. 発生日時：3月 15日 3時 50分 2. 場 所：伊方発電所3号機燃料取扱棟内（管理区域内） 3. 状 況： 3月15日3時50分頃伊方発電所3号機燃料取扱棟内において燃料 を検査する装置の照明が一部消灯しました。 原因は調査中です。 なお、この事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響は ありません。			
運転状況	1号機：廃止措置中 2号機：廃止措置中 3号機：(通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下・ 定検停止) 中			
備 考				

伊方発電所情報 (お知らせ、第2報)

発信年月日	令和 5年 3月15日 (水) 8時 32分		
発信者	伊方発電所 滝川		
当該機	号機 (定格出力)	1号機	2号機
	発生時 状況	廃止措置中	廃止措置中
		3号機 (890MW)	
		1. 出力 922 MWにて (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下)中 2. 第16回 定期事業者検査中	
発生状況 概要	設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ 核物質防護 ・ その他		
	<p>1. 発生日時：3月 15日 3時 50分</p> <p>2. 場 所：伊方発電所3号機燃料取扱棟内（管理区域内）</p> <p>3. 状 況： 3月15日3時50分頃伊方発電所3号機燃料取扱棟内において燃料を検査する装置の照明が一部消灯しました。原因は調査中です。 なお、この事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。</p> <p style="text-align: right;">【第1報にてお知らせ済み】</p> <p>その後の調査の結果、照明は消灯しておらず、燃料を燃料検査ピットにて外観を確認するための水中テレビカメラに入る光量を調整する装置に不具合があり、映像が暗くなったことを確認しました。 水中テレビカメラに入る光量を調整する装置の電流値を調整したところ、正常に動作するようになり、本日6時00分、通常状態に復旧しました。 今後引き続き詳細を調査します。</p>		
運転状況	1号機：廃止措置中 2号機：廃止措置中 3号機：(通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下・ 定検停止) 中		
備考			

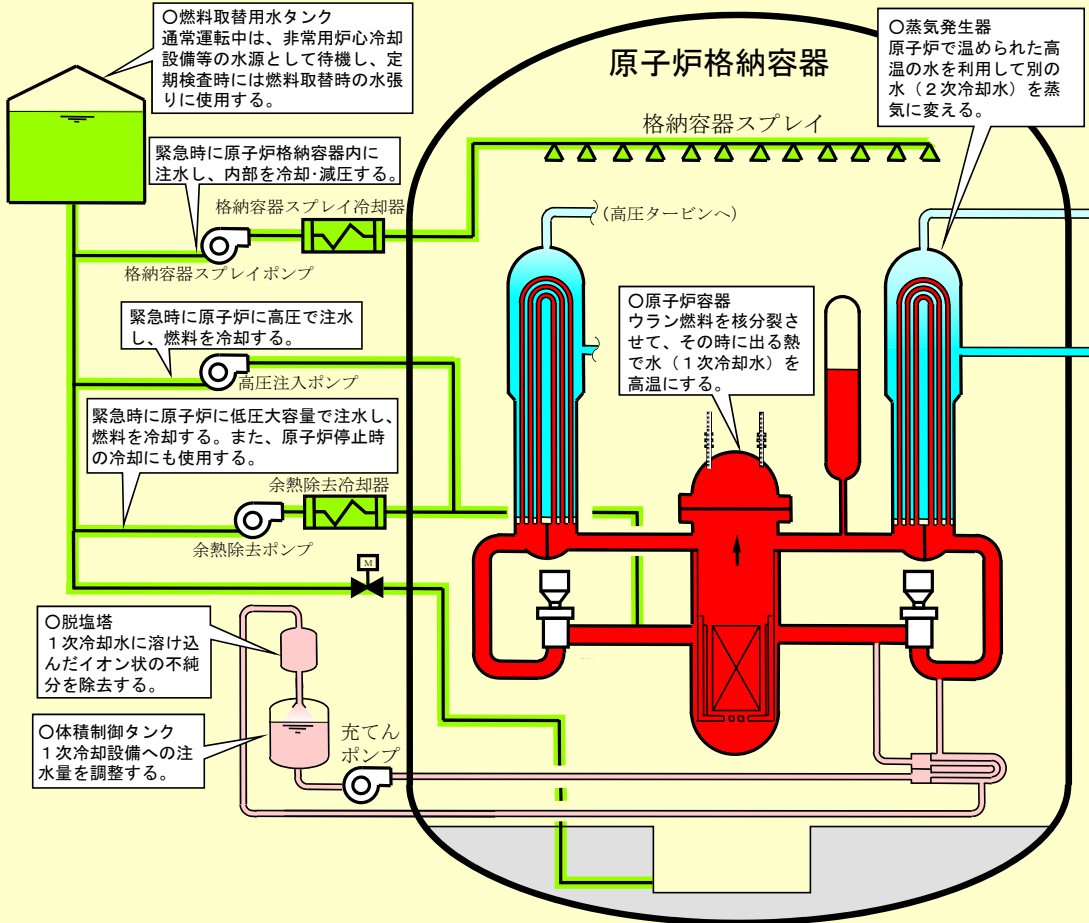
伊方発電所第3号機 水中テレビカメラ概略図

(平面図)



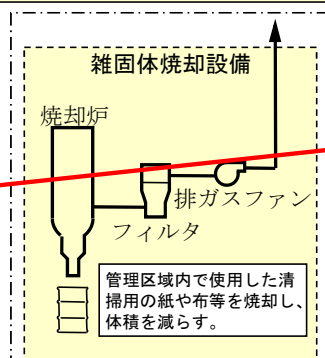
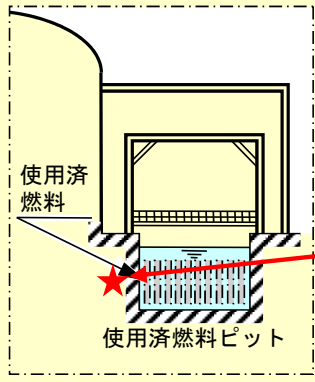
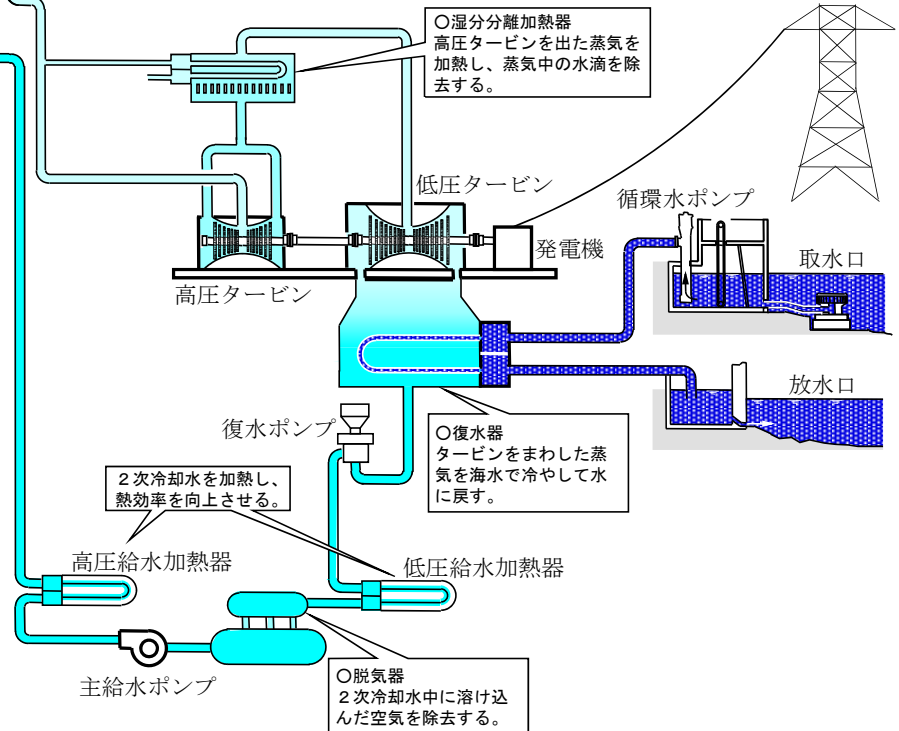
伊方発電所 基本系統図

<管理区域内>



[凡例]

- : 原子炉で発生した熱を蒸気発生器に伝える設備（1次冷却設備）[放射性物質を含む]
- : 緊急時に原子炉等を冷やす設備（非常用炉心冷却設備等）[放射性物質を含む]
- : 1次冷却水の水質・水量を調整する設備（化学体積制御設備）[放射性物質を含む]
- : 蒸気発生器でできた蒸気でタービンをまわし発電する設備（2次冷却設備）[放射性物質を含まない]
- : 管理区域 [原子炉格納容器、使用済燃料等の貯蔵、放射性廃棄物の廃棄等の場所であって、その場所の放射線が一定レベル(3月間に1.3ミリシーベルト)を超える恐れのある場所 [実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号に規定]



伊方3号機 燃料検査ピットにおける水中テレビカメラの不具合

伊方発電所第3号機 水中テレビカメラの不具合発生および復旧状況

※モニターの映像はメーカー商業機密のため、マスキングしております。



用語解説

○燃料検査ピット

定期事業者検査中に燃料集合体の検査を実施するための貯槽（プール）。連絡部（水路）を介して、原子炉格納容器や使用済燃料ピットと接続している。

原子炉容器から取出した燃料集合体は、原子炉格納容器から連絡部（水路）を介して燃料検査ピットで外観確認を実施したのち、使用済燃料ピットに保管される。

○水中テレビカメラ

燃料検査ピット内にて、燃料集合体の外観を撮影し映像を確認する水中テレビカメラ。

周辺環境放射線調査結果 (県環境放射線テレメータ装置により確認)

令和5年03月15日 (水)

(単位：ナノグレイ/時)

測定局	時刻	測定値 (シンチレーション検出器)					平常の変動幅の最大値	
		03:30	03:40	03:50	04:00	04:10	降雨時	降雨時以外
愛媛県	モニタリングステーション (九町越)	17	17	17	17	17	46	19
	モニタリングポスト伊方越	18	18	18	18	18	55	20
	モニタリングポスト湊浦	23	23	23	23	23	46	25
	モニタリングポスト川永田	24	24	24	24	24	53	26
	モニタリングポスト九町	34	34	34	34	34	56	35
	モニタリングポスト大成	14	14	14	14	13	42	16
	モニタリングポスト豊之浦	24	24	24	24	24	54	26
	モニタリングポスト加周	24	24	24	25	25	62	28
四国電力(株)	モニタリングステーション	16	16	16	16	16	42	18
	モニタリングポストNo. 1	16	16	16	16	16	45	18
	モニタリングポストNo. 2	14	13	14	14	14	45	16
	モニタリングポストNo. 3	13	13	12	13	13	42	15
	モニタリングポストNo. 4	15	15	15	15	15	46	17

(注) 伊方発電所付近に設置しているモニタリングポスト等について記載

○ 降雨の状況：有・~~無~~

○ 伊方発電所の排気筒モニタ等にも異常なかった。

(参考)

- 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力規制庁の「平常時モニタリングについて (原子力災害対策指針補足参考資料)」に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。
「平常の変動幅」は、過去2年間 (令和2、3年度) の測定値を統計処理した幅 (平均値±標準偏差の3倍) としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。
- 環境放射線は線量(グレイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量(シーベルト)に換算しています。
例えば、線量率約20ナノグレイ/時の地点では、1年間に約0.14ミリシーベルト (ミリはナノの100万倍を表す) の自然放射線を受けることとなりますが、これは、胃のX線検診を1回受けた場合の4分の1程度の量です。

(放射線量の例)

